

平成29年度 3月定例委員会議事録

○ 日時：平成30年3月16日(金) 9:00~9:50 (議事)

○ 場所：地域活力センター「ゆすはら・夢・未来館」 会議室1

出席：農業委員 山本正澄会長、森田呂弥、谷川恵美
推進委員 中平勝也、上田善啓、高橋正知、川上厚志
事務局 川村幸司、立道直美

山本会長

おはようございます。高知県も桜の開花宣言がされて、ようやく春が来たかなという感じですが、梶原は2月にかなり大雪があったので農作業が遅れていたり大変かなと思います。

ただいまから3月の定例委員会を開催したいと思います。

本日は議案が3件上がっておりますので、慎重な審議のほうをよろしくお願ひします。

それでは、第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件について事務局に説明を求めます。

<p>事務局</p>	<p>第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件についてご説明します。</p> <p>申請人： 申請地： 台帳地目：畑 現況地目：宅地 転用目的：宅地（住宅建築） 面積：48.31 m² 具体的内容：住宅を建築するため</p> <p>すでに住宅が建っておりますので、始末書が付いております。</p> <p>8ページをご覧いただくと、始末書がついておりますので、内容をご確認ください。（始末書 読み上げ）</p> <p>次のページをご覧ください。土地利用計画図になっておりますが、について、宅地にかかる部分について分筆しています。4ページに許可申請書がついておりますが、今回の申請は、分筆した部分の申請となっております。</p> <p>対象地については、昨日、上田推進委員さんと現地の確認をしてきました。3ページに調査書をつけておりますので、ご確認ください。</p> <p>4条の許可の基準については、A3サイズの資料をつけておりますので、ご確認ください。（資料説明）</p> <p>上田推進委員さんから補足説明はありますでしょうか。</p>
<p>上田推進委員</p>	<p>昨日、現地を確認しました。内容については、今、説明があったとおりです。元々、さんのお宅は今の家の上流のほうにあったようですが、昭和49年に現在の住宅を建築した際に、平成11年に車庫を建てたとなっておりますが、ここについても、家を建てた時から駐車場として利用していたそうです。</p>
<p>山本会長</p>	<p>事務局と上田推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からご意見がありましたらお願いします。</p> <p>特にないようでしたら、許可するという事によろしいでしょうか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
<p>山本会長</p>	<p>第1号議案については、許可することとします。</p> <p>続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第2号議案について説明します。</p> <p>申請者：</p> <p>対象地： 番</p> <p>台帳地目：田</p> <p>転用地目：宅地</p> <p>面積：576 m²</p> <p>事業計画の変更理由：隣接する田への出入りが敷地を高くすることで安全に行うことができないので、隣接する田への出入りを安全に行い、施設建設予定地についても土地を有効活用するために建設位置を北向きから東向きへ変更する。</p> <p>15 ページに変更申請がついております。(申請書、事業計画、位置図説明)</p>
山本会長	皆さんからご意見ありましたら、お願いします。
高橋推進委員	申請日が3月の日付になっているが、もうすでに建物の向きが変わった状態で建ちゅうよね。申請日を遡ることはいかんろうけど、日にちは大丈夫やろうか。
事務局	<p>本来なら、建設前に変更申請をいただかないといけなかったのですが、担当者の認識不足のところもあったようで、川村係長が現場を通った際に申請と違うことに気づき、担当課に確認したところ、こういう経緯があって、変更になったそうです。県にも報告し、今後の処理について相談したところ、遅くなっているが、変更申請を出してくださいということで、今の申請となっております。</p> <p>事後の申請になるので始末書をつけてもらった方がいいのかとも思いますが。</p>
山本会長	<p>始末書じゃなくていいけど、ことの顛末を報告してもらった方がいいね。</p> <p>これは県の補助事業をもらいゆうけど、県の方は建物の向きが変わることは特に問題はなかったがやろうかね。</p>
事務局	県の鳥獣担当も、先日来ていましたが、補助対象となる施設の面積等の変更はありませんので、補助金に関しては特に問題はないようです。
山本会長	他にご意見はありませんでしょうか。ないようでしたら、申請のとおり承認するということがかまいませんかでしょうか。
	(異議なし)
山本会長	<p>第2号議案については承認することとします。</p> <p>つづきまして、第3号議案 利用権設定申出の件についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>第3号議案について説明します。利用権の設定については、9月の定例会の時に説明をさせていただきましたが、農地法ではなく、農業経営基盤強化促進法による事業となっています。農地の維持管理が難しくなった貸し手の方と経営規模を拡大したいという受け手の方を結びつける制度となっていて、農業委員会の決定を受けて、町が公告すれば貸し借りが成立する制度となっております。</p> <p>利用権の設定を受ける者の氏名： 利用権を設定する者の氏名： 利用権を設定する土地： 現況地目：田 面積：1678 m² 利用権の種類：賃貸借 内容：洋蘭の栽培 始期：平成30年4月1日 終期：平成34年12月30日 借賃：年額100,000円 借賃の支払方法：現金払い</p> <p>次のページに利用権の設定を受ける さんの農業経営の状況が書かれています。</p> <p>借り手の方は、 の方になっていますので、 の農業委員会に経営状況等を確認しました。 の農業委員さんでもあり、認定農業者として農業に従事しているということでした。</p> <p>場所については、 部落集会所から上に上がっていったところで、 のお茶畑がある近くです。</p> <p>元々、平成5年頃に さんのお母さんと さんが利用権設定を結んでいたようですが、貸借期間が切れたことと、農地の名義も変更になったことから、今回、申出が出てきています。</p> <p>34ページに調査書をつけておりますので、ご確認ください。(調査書、基本構想説明)</p>
<p>山本会長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、承認することにかまいませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>山本会長</p>	<p>ないようですので、承認することとします。</p> <p>以上で議題は終わりましたが、その他のなにかありますでしょうか。</p>

事務局	報告になりますが、前回の会で、農地法第5条の許可後の事業計画変更申請について の さんの住宅建築について、県に申請書を提出したところ変更の許可がおりましたので、報告させていただきます。
山本会長	他にないようでしたら、以上で3月の農業委員会定例会を終わります。 お疲れさまでした。
議事録署名：森田 呂弥 谷川 恵美	